

間接補助金等に係る監査の結果報告書

令和 2 年 3 月

広島県監査委員

目 次

第 1	監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	監査の対象	1
3	監査の趣旨	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の実施内容	2
第 2	監査結果の概要	3
1	監査対象補助金等	3
2	監査の着眼点ごとの状況	3
第 3	監査委員意見	10
第 4	指摘事項, 改善を求める事項及び検討要請事項 (個別事項)	12
第 5	参考	14
	別表及び別紙	14

間接補助金等に係る監査の結果

令和2年3月27日

広島県監査委員 松岡宏道
同 金口巖
同 奥兆生
同 川上俊幸

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項に基づく行政監査

2 監査の対象

平成30年度に交付実績のある補助金等のうち、広島県補助金等交付規則第2条第4項に規定する間接補助金等(ただし、同項第2号に規定する利子補給金を除く。)

3 監査の趣旨

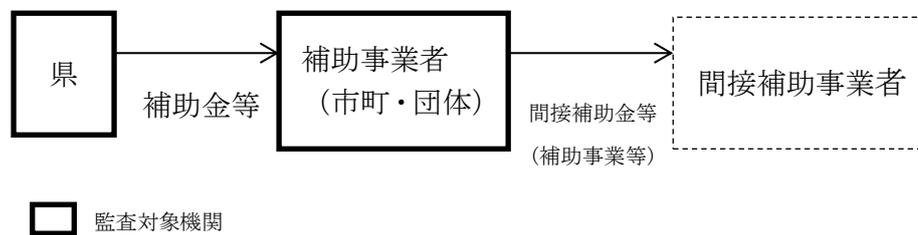
補助金が適正に執行されているかどうかについては、間接補助金を含め、これまで、定例監査及び重点行政監査により繰り返し監査を行ってきた。

しかし、これまでの監査は、主に補助金を交付する県の機関に対して実施してきたため、補助金を交付された補助事業者に対する監査は、平成28年度の重点行政監査など一部にとどまっている。

特に間接補助金については、実際に補助金を使用する間接補助事業者に対する監査権限がないことから、補助金が適正に使用されているかどうかなどについて、十分に調査を行っていなかった。

このため、これまで重点的には実施していない、間接補助金に焦点を当てた行政監査を行った。

〈間接補助金の流れ〉



4 監査の着眼点

(1) 制度に関するもの

- ① 補助金交付要綱、要領等の規程は適正に整備されているか(県)
- ② 間接補助金の交付要綱、要領等の規程は適正に整備されているか、間接補助

金の交付基準が明確になっているか（補助事業者）

③ 間接補助とする理由，必要性はあるか（県）

（2）事務処理に関するもの

① 間接補助金交付の事務手続（内定，交付決定，履行確認，補助対象経費の算定，額の確定等）は適正か（補助事業者）

② 補助金交付の事務手続（内定，交付決定，履行確認，補助対象経費の算定，額の確定等）は適正か（県）

（3）補助金全般に関するもの

① 事業効果の考え方は適切か（県）

5 監査の実施内容

（1）対象機関

① 平成 30 年度に監査対象となる補助金等を交付した県の関係部局

② 平成 30 年度に県から監査対象となる補助金等の交付を受けて間接補助金等を交付した団体等（市町，財政的援助団体等）

※ 補助事業者については財政的援助団体等に対する監査を実施した。また，間接補助事業者については，関係人調査を実施するとともに，市町と連携した監査を実施した。

（2）概要

調査区分	対象機関	方法	調査内容	調査時期	補助事業数
第 1 次調査	本庁関係部局	書面調査 (悉皆)	対象補助金の制度概要，執行状況等を把握	5 月～6 月	6 3
第 2 次調査 (本庁の定例監査と併せて実施)	本庁関係部局	実地調査 (抽出)	第 1 次調査のうち，間接補助金の履行確認の状況等の観点から抽出し，事務処理状況を調査	7 月～8 月	1 9
第 3 次調査	補助事業者	実地調査 (抽出)	第 2 次調査のうち，更に事実関係の確認等が必要なものを抽出し，事務処理状況を調査	11 月～ 12 月	7
	間接補助事業者 (関係人調査)				6

※ 県と市が連携した監査の実施

第 2 次調査の対象の中から市が補助事業者となっている 2 事業を選定し，尾道市及び東広島市監査委員と連携した監査を実施した。（県では初めての取組）

第2 監査結果の概要

1 監査対象補助金等

平成30年度に交付実績のある間接補助金等は63事業あり、部局別の内訳は表1のとおりである。

なお、平成28年度に実施した重点行政監査「補助金の適正な執行について」の際には、県全体で補助金が330事業あったので、今回調査と比較すると、間接補助金等は事業数ベースで約20%を占めている。

表1 監査対象補助金等の部局別内訳及び平成30年度交付実績額の状況

部局名	事業数	事業数の構成比(%)	交付実績額(単位:千円)
危機管理監	1	1.6	100
地域政策局	5	7.9	235,148
環境県民局	4	6.4	172,259
健康福祉局	20	31.7	1,374,011
商工労働局	8	12.7	1,605,944
農林水産局	20	31.7	7,119,351
土木建築局	3	4.8	77,391
教育委員会	2	3.2	12,889
計	63	100.0	10,597,093

※1 交付実績額には、明許繰越、補正予算等を含む。(千円未満は切捨て。)

※2 交付実績額の大きい補助金は、次のとおり。

農林水産局：中山間地域等直接支払交付金事業(2,053,833千円) 国庫補助

商工労働局：小規模事業経営支援事業(1,381,004千円) 単県

農林水産局：多面的機能支払交付金事業(882,880千円) 国庫補助

農林水産局：ひろしまの森づくり事業(663,622千円) 単県

2 監査の着眼点ごとの状況

(1) 制度に関する課題

監査の着眼点①：補助金交付要綱、要領等の規程は適正に整備されているか(県)

- 補助金交付要綱は、全63事業で整備されていた。
- しかし、間接補助金に関する規定を設けていない事業は27事業で、全体の43%にのぼっている。
- このため、県の統制が間接補助事業者には及ばず、間接補助事業者が補助金で取得した財産の処分について条件が付されないなど、補助金の目的が達成できなくなるおそれが生じている。
- 補助金交付要綱は、総務部長通知(昭和48年11月26日付け)の要綱例準則及び法制執務の手引(平成29年4月)を参考に制定することとされているが、これらには、間接補助金に係る準則が定められていない。

このことが、間接補助金に関する規定を設けていない一因になっていると考えられる。

- このほか、消費税の扱いに関する規定が設けられていない事業があった。また、総務課発行の法制通信（平成 29 年 2 月発行第 46 号）を参考に帳簿類の保存期間を 10 年間に改正したものと、従来どおり 5 年間のままとしているものがあった。

表 2 補助金交付要綱の間接補助金に関する規定の有無

間接補助金に関する規定の有無	有	無	計
事業数	36	27	63

監査の着眼点②：間接補助金の交付要綱，要領等の規程は適正に整備されているか，間接補助金の交付基準が明確になっているか（補助事業者）

- 補助事業者が整備する間接補助金交付要綱は，60 事業で整備されていた。
- 整備されていない 3 事業は，補助金 2 事業，負担金 1 事業であった。
 - ・環境県民局 電子マニフェスト導入事業
 - ・健康福祉局 ひろしま医療情報ネットワーク整備事業

監査の着眼点③：間接補助とする理由，必要性はあるか（県）

- 補助金事業を直接補助とするか間接補助とするかについて，県で基準は設けられていない。
- 間接補助金のうち，制度について県に裁量のない国庫補助金は 33 事業，裁量がある県単独事業は 30 事業となっている。
- 間接補助とした理由について，県単独事業では，「補助事業者の裁量に任せることで円滑な事業実施が可能になる」と回答した事業は 18 事業で，全体の 6 割を占めている。
- しかし，この中には，県職員が補助事業者の職員を兼務し，実質的に県職員が間接補助金の交付事務に従事している事業のように，間接補助とする必要性が十分とは言えない事業があった。
 - ・地域政策局 成年選手強化事業，ジュニア選手育成強化事業
- また，補助事業者である任意団体の事務局を県の補助金担当課が担っている事業では，任意団体の会計処理として行うことで迅速かつ機動的な対応が可能となっている反面，補助事業者の事務と県の補助金担当課の事務とに同一人が関与するケースなどでは，補助金の交付申請等と交付決定等という相反する事務を同一人が行うことで，会計上のチェック機能が十分に働かないリスクが高まるおそれがある。
 - ・商工労働局 観光地ひろしま推進事業
- 補助事業者が，県から交付された負担金全額を，一つの間接補助事業者に交付しており，間接補助とする必要性に疑問があるものがあった。

また，同事業は，間接補助事業者が，補助事業者から交付される負担金を「県からの負担金」として認識し，事業計画書に記載しているなど，県の事業スキームの構築に検討を要するものがあった。

 - ・商工労働局 観光地ひろしま推進事業（観光プロダクト開発）

表3 国庫補助・県単独補助の別

	国庫補助事業	県単独事業	計
事業数	33	30	63

表4 県単独事業について間接補助としている理由、必要性

理由	事業数
① 補助事業者の裁量に任せることで円滑な事業実施が可能となるため	18
② 補助事業者からの要望により創設した事業であるため	6
③ 元々国庫補助事業であったため	4
④ 市町が県の補助に上乗せして間接補助をしているため	1
⑤ 県の事務負担の軽減	1
計	30

(2) 事務処理に関する課題

監査の着眼点①: 間接補助金交付の事務手続(内定, 交付決定, 履行確認, 額の確定等)は適正か(補助事業者)

- 第3次調査において、補助事業者及び間接補助事業者に対して実地調査を行い、間接補助金交付の事務手続及び間接補助事業者の支出証拠書類の確認を行った。
- 補助事業者が間接補助金の交付決定を行うに当たり、国の定める交付条件を付していないものがあった。
- 額の確定について、実績報告書により、標準経費と実際に要した経費である実行経費とを比較し、いずれか低い額を補助対象経費としているが、全ての間接補助事業者が、実行経費を標準経費と同額とする実績報告書を提出していたものがあった。
これについて、関係人調査において間接補助事業者の支出証拠書類等を確認した結果、実行経費は標準経費を上回っており、補助金額には影響はなかったが、実際に要した経費を報告していなかったことが確認できた。
 - ・農林水産局 ひろしまの森づくり事業
- 一方で、事務手続を適正に実施しているものとして、額の確定に際して、現地調査を実施するとともに、補助金交付後においても、施設監査に併せて立入検査を実施することとしているもの、また、間接補助事業者からの実績報告書の提出に際して、支出証拠書類の写しを全て提出させ、かつ、事業終了後5年間は継続して状況報告を義務付けているものがあった。
 - ・健康福祉局 広島県安心こども基金特別対策事業費補助金
 - ・商工労働局 中小・ベンチャーチャレンジ応援事業

表5 第3次調査の対象事業等（間接補助事業者に対しては関係人調査として実施）

対象事業名	補助事業者	間接補助事業者
成年選手強化事業	公益財団法人 広島県体育協会	一般財団法人 広島県バレーボール協会
ジュニア選手育成強化事業	公益財団法人 広島県体育協会	一般財団法人 広島県バレーボール協会
広島県安心こども基金特別 対策事業費補助金	尾道市(子育て支援課)	社会福祉法人星団会
中小・ベンチャーチャレンジ 応援事業	公益財団法人 ひろしま産業振興機構	—※
小規模事業経営支援事業	広島県商工会連合会	五日市商工会
観光地ひろしま推進事業 (観光プロダクト開発)	広島県夜の魅力づくり協議 会(事務局:県観光課)	「チームラボ広島城光の 祭」実行委員会 (事務局:中国放送)
ひろしまの森づくり事業	東広島市(農林水産課)	賀茂地方森林組合

※未実施

監査の着眼点②：補助金交付の事務手続（内定、交付決定、履行確認、額の確定等）は適正か（県）

- 交付申請が、補助金交付要綱で定められた提出期限を過ぎて提出されたものや事業完了日以降に提出されるなど、要綱に沿った事務手続が行われていないものがあった。
 - ・商工労働局 観光地ひろしま推進事業（観光プロダクト開発、インバウンド負担金）
 - ・健康福祉局 広島県安心こども基金特別対策事業費補助金
- 当初交付決定の時期が2月～3月となっているなど、著しく遅延しているものがあった。

これは、国の内示等の時期が遅れたことによるもので、特に健康福祉局の補助金に多く見られた。
- 補助金の額の確定を行う際の実績確認は、大半が実績報告書のみで行われており、間接補助事業者の領収書等を確認している事業は、全体の25%にとどまっている。

また、立入検査を実施している事業は12事業で、間接補助事業者に対する検査は5事業にとどまっている。
- 額の確定については、実績報告書により、標準経費と実際に事業に要した経費である実行経費とを比較し、いずれか低い額を補助対象経費としているが、全ての補助事業者が、実行経費を標準経費と同額とする実績報告書を提出していたものがあった。

これについて、所管課は、市町あての運用通知に基づき、こうした事務処理を認めており、補助金交付要綱で定められた手続どおりに、実際に要した経費を確認することなく、額の確定を行っていた。

しかし、この市町あての運用通知は、補助金交付要綱の趣旨にそぐわない内容であ

った。

- ・農林水産局 ひろしまの森づくり事業

表6 2月～3月中に当初交付決定を行っているもの

部局	2月～3月に当初交付決定した事業数	対象事業数
危機管理監	0	1
地域政策局	0	5
環境県民局	2	4
健康福祉局	8	20
商工労働局	2	8
農林水産局	3	20
土木建築局	0	3
教育委員会	0	2
計	15	63

表7 補助金の額を確定するに当たっての実績確認方法

実績確認方法	実績報告書のみ	実績報告書と補助事業者の支出証拠書類確認のみ	実績報告書と間接補助事業者の支出証拠書類確認のみ	両方	実績報告書とその他のみ	なし	計
事業数	42	2	7	9	2	1	63

表8 補助金交付後の立入検査の実施数

立入検査の対象	補助事業者に対してのみ	間接補助事業者に対してのみ	両方	なし	計
事業数	7	0	5	51	63

(3) 補助金全般に関する課題

監査の着眼点①：事業効果の考え方は適切か（県）

- 成果指標については、51 事業（81%）で設定されており、事業効果の検証については、57 事業（90%）で何らかの方法で実施されていた。
- 成果指標については、補助金事業単独で設定されているものだけでなく、他の事業と併せて設定されているものが多くあるため、成果指標に対して、補助金がどの程度の影響を及ぼしているのか不明なものもあった。
- また、成果指標を設定しているものの、補助金交付と成果指標との因果関係が不明なものがあった。
- 例えば、E B P M の考え方を取り入れるなど、補助金交付と成果指標との因果関係を説明するものや、費用対効果などの経済性、効率性の観点から効果検証をしているものは見られなかった。

※E B P M : Evidence-Based Policy Making 証拠に基づく政策立案

(成果指標が設定されていない事業の例)

- ・健康福祉局 公衆浴場設備改善補助金

(補助金交付と成果指標との因果関係が不明な事業の例)

- ・地域政策局 成年選手強化事業、ジュニア選手育成強化事業
- ・商工労働局 中小・ベンチャーチャレンジ応援事業

- 補助金事業を開始してから5年未満（事業創設が平成26年度以降）が30事業で、全体の約48%あった。
また、ほとんど全ての事業で終期は設定されておらず、補助金事業を開始してから30年以上経過（事業創設が平成元年度以前）しているものが6事業で、全体の約10%あった。
- 県から補助事業者へ交付される金額が、1件当たり100万円以上となっている場合でも、間接補助事業者へ交付される段階で、1件当たり10万円以下の少額なもの（個人を対象としたものを除く）や、補助対象経費に対する実質補助割合が10%と低いものもあり、補助金交付の行政目的に照らして、効果・効率性の観点から疑問なものがあった。
 - ・農林水産局 ひろしま地産地消推進事業(間接補助金1件当たり上限額が10万円)
 - ・商工労働局 観光地ひろしま推進事業・インバウンド負担金(間接補助金の補助率は対象経費の1/2以内となっているが、上限額を10万円としているため、補助対象経費100万円に対して補助金が10万円となり、実質補助割合は10%)

表9 成果指標について

成果指標の有無	有	無	計
事業数	51	12	63

表10 事業効果の検証について

事業効果の検証の有無	有	無	計
事業数	57	6	63

第3 監査委員意見

1 全体的所見

間接補助金等は、県から補助事業者である市町、団体を通して更に間接補助事業者に交付されるものであるため、直接補助金と比較して県の統制が及ばない部分があり、実態把握が不十分となったり、補助金の交付目的が十分に達成されているかどうかについて、分かりにくくなりがちである。

今回調査した範囲では、補助金が本来の目的とは異なる内容に使用された事案は確認できなかったが、

- ・県の補助金交付要綱に間接補助金に関する規定が設けられていないため、間接補助金で取得した財産の処分に県の統制が及ばず、結果として補助目的を達成できなくなるおそれがあるもの、
 - ・県において、実績確認が補助事業者から提出された実績報告書のみにとどまっており、補助金が目的に沿って使われているかどうかの確認が必要なもの、
 - ・補助事業者においても、実績確認が間接補助事業者から提出された実績報告書のみにとどまっており、間接補助金が目的に沿って使われているかどうかの確認が必要なもの、
- が見受けられた。

このため、規程を整備し、県の統制が及ぶようにするとともに、県が額の確定を行う際、必要に応じて間接補助事業者の支出証拠書類を確認するなど、履行確認の適正化を図り、補助金の効果が発揮されるよう改善を図っていただきたい。

また、補助金制度については、直接補助を原則とし、業務の効率化等の理由から、特に必要性が認められる場合に限り、間接補助とするようにしていただきたい。

以下、次の点について、監査委員の意見を述べる。

2 制度に関するもの

(1) 補助金交付要綱、要領等の規程の整備状況

間接補助金等に係る交付要綱として規定しておくべき、標準的な記載事項の明確化を検討すること。

(2) 間接補助金の交付要綱、要領等の規程の整備状況

間接補助金の交付要綱等が整備されていない事業については、事務処理手続の適正化等の観点から、整備の必要性について検討するよう、県所管課において、補助事業者を適切に指導すること。

(3) 間接補助としている理由、必要性

ア 県職員が補助事業者の職員を兼務しているような場合には、間接補助とする必要性について検討をすること。

イ 県が事務局を兼ねている任意団体が補助事業者である場合、会計処理が適正に行われるよう内部統制の整備を検討すること。

3 事務処理に関するもの

(1) 間接補助事業者への間接補助金交付の事務手続（内定, 交付決定, 履行確認, 額の確定, 補助金支出）

間接補助金交付要綱の手続に則った事務処理を行うよう，県所管課において，補助事業者を適切に指導すること。

(2) 補助金交付の事務手続（内定, 交付決定, 履行確認, 額の確定, 補助金支出）

ア 補助金交付決定の時期が遅いものについては，その理由を検証し，事務の迅速化，適正化の促進を検討すること。

イ 実績報告に支出証拠書類（写しを含む）の提出まで求めているものについては，必要に応じて補助金支払い後に抽出による検査等を実施するなど，履行確認の仕組みを検討すること。

ウ 交付決定前の事業着手の可否などについては，要綱・要領又は内定通知等による明確化を検討すること。

エ 実績報告書の提出期限遵守など，運用の適正化を検討すること。

4 補助金全般に関するもの

(1) 事業効果の考え方

ア 事業によっては，事業効果の検証として成果指標を設定するだけでなく，EBPMの考え方を取り入れることや，経済性，効率性についての分析評価の実施による事業効果検証の導入を検討すること。

イ 県単独事業で1件当たりの間接補助金額が少額，かつ，補助対象経費に対する実質補助割合が低いものについては，事業効果を検証し，制度の在り方について検討すること。

第4 指摘事項、改善を求める事項及び検討要請事項（個別事項）

第1次調査（書面調査）、第2次及び第3次調査（実地調査）の結果、次のとおり指摘事項、改善を求める事項及び検討要請事項があった。

1 指摘事項

ひろしまの森づくり事業について、関係人調査の結果、実際に事業に要した経費（実行経費）を事実とは異なる標準経費と同額で報告していた。

これについて、所管課は、市町あての運用通知に基づき、こうした事務処理を認めて額の確定を行っていた。

しかし、この運用通知は、補助金交付要綱の趣旨にそぐわない内容であり、補助金交付目的の達成状況や補助金交付額の妥当性を判断するためにも、実行経費は交付要綱に則り、実際に要した経費を記載するよう、適正な事務処理に努められたい。

なお、平成24年度包括外部監査「農林水産局に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について」で、実績報告書の記載に関して、次のとおり同様の指摘がなされている。（農林水産局森林保全課）

〈参考〉平成24年度包括外部監査「農林水産局に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について」（抜粋）

5 報告事務の徹底

（1）事業実績報告書の記載

～（略）～、ひろしまの森づくり事業に関する事業実績報告書において、実行経費と標準経費を同額で記載していた。実行経費は、補助金決定の一要素になることはもとより、補助基準額と実行経費を比較することにより、事業の執行状況を確認する際の参考にもなりうるものであり、実績報告書の趣旨から考えても、実行経費欄には実額を記載すべきである。県としても実績報告書の様式を形骸化させることのないよう、正確に記載されるよう指導を行うべきである。

2 改善を求める事項

広島県安心こども基金特別対策事業費補助金について、補助金交付決定が事業完了後に行われたり、実績報告書が提出期限を過ぎて提出されるなど手続が遅延していた。

補助金交付手続の迅速化、適正化を促進する必要がある。（健康福祉局安心保育推進課）

3 検討要請事項

- (1) 補助金交付要綱で規定する関係帳簿類の保存期間について、補助金交付決定の法的性質を踏まえて適正に設定されるよう整理するとともに、周知することを検討していただきたい。(総務局総務課)

- (2) 観光地ひろしま推進事業(観光プロダクト開発)について、県、補助事業者、間接補助事業者のそれぞれの役割を明確にした事業スキームとするとともに、間接補助事業とする必要性について検討していただきたい。(商工労働局観光課)

- (3) 観光地ひろしま推進事業(インバウンド負担金)及びひろしま地産地消推進事業について、補助事業者への補助金交付額は、100万円を超えているが、いずれも間接補助事業者への間接補助金交付額は上限を設けているため、1件当たり10万円以下となっている。
また、観光地ひろしま推進事業(インバウンド負担金)については、補助対象経費に対する実質補助割合が10%程度と低いものもあった。
これらについて、補助金交付の行政目的に照らして、より効果的・効率的な事業となるよう、間接補助事業の在り方について検討していただきたい。(商工労働局観光課、農林水産局販売・連携推進課)

第5 参考

別表1 監査対象補助金一覧

番号	局部	担当課名	対象事業名 (創設年度)	目的及び事業内容	補助事業者 (交付先)	交付事 業者数	補助金交付額 (円)	間接補助事業者 (間接補助金等交 付先) 名称	間接補 助金等 交付先 団体数	間接補助金交付額 (円)
1	危機管理監	消防保安課	広島県防災リーダー養成事業 費補助金 (平成27年度)	防災に関する知識、技能を有する人材(防 災リーダー)を早急に育成し、地域におけ る防災力の向上を図る。	廿日市市、三次市	2	100,000	個人5名	5	376,000
2	地域政策局	スポーツ推進課	成年選手強化事業 (昭和49年度)	成年選手の競技力向上を図るため、(公 財)広島県体育協会が実施する事業に要す る経費の一部を補助する。	公益財団法人 広島県体育協会	1	75,990,000	(一財)広島陸上 競技協会外、40団 体	41	74,315,588
3	地域政策局	スポーツ推進課	成年選手強化事業 (2020年東京オリンピック に向けた強化対策事業) (平成27年度)	2020年東京オリンピックに向けた強化対策 事業を推進し、国からの支援を受けること のできる日本代表候補選手を輩出するた め、(公財)広島県体育協会が実施する事 業に要する経費の一部を補助する。	公益財団法人 広島県体育協会	1	4,950,000	(一社)広島県 ホッケー協会、広 島県ハンドボール 協会、広島県バド ミントン協会、 (一社)広島県山 岳・スポーツクラ イミング連盟	4	4,950,721
4	地域政策局	スポーツ推進課	ジュニア選手育成強化事業 (平成23年度)	ジュニア選手の発掘育成及び競技力向上 を図るため、(公財)広島県体育協会が実 施する事業に要する経費の一部を補助す る。	公益財団法人 広島県体育協会	1	150,553,000	(一財)広島陸上 競技協会外、40団 体	41	142,104,896
5	地域政策局	スポーツ推進課	ジュニア選手育成強化事業 (2020年東京オリンピックに 向けた強化対策事業) (平成26年度)	2020年東京オリンピックに向けた強化対策 事業を推進し、国からの支援を受けること のできる日本代表候補選手を輩出するた め、(公財)広島県体育協会が実施する事 業に要する経費の一部を補助する。	公益財団法人 広島県体育協会	1	1,440,000	(一財)広島県水 泳連盟、(公財) 広島県セーリング 連盟、広島県アー チェリー連盟	3	1,441,793
6	地域政策局	スポーツ推進課	スポーツ大会助成事業(国民体 育大会広島県予選会、広島県民 体育大会、スポーツ少年団地区 交歓会) (昭和49年度)	国民体育大会の県予選会を開催し、本県代 表選手(チーム)を選考するとともに、広 島県民体育大会及び広島県スポーツ少年 団地区交歓会を開催し、県民総スポーツ 活動の推進を図るため、開催経費の一部 を補助する。	公益財団法人 広島県体育協会	1	2,215,000	国民体育大会広島 県予選会 (一財)広島県 水泳連盟外、24団 体 広島県民体育大会 競技運営費 広島県外、17 市町 広島県スポーツ少 年団地区交歓会 広島県外、8 市町	43	国民体育大会広島 県予選会 1,040,000円 広島県民体育大会 797,518円 スポーツ少年団地 区交歓会 1,410,000円
7	環境県民局	学事課	幼稚園機能充実支援事業 (平成27年度) ※のうち間接補助事業(防犯 対策整備)は、平成30年度から 事業開始	認定こども園の施設整備や認定こども園化 を進める幼稚園の耐震化及び防犯対策に要 する費用の一部を補助することにより、認 定こども園の設置を促進する。	三原市	1	2,403,000	三原市 1団体	1	2,403,000
8	環境県民局	循環型社会課	地域廃棄物対策支援事業 (平成15年度～)	市町又は一部事務組合が実施する、廃棄物 の不法投棄対策・事業系一般廃棄物削減対 策及び災害廃棄物処理計画の策定を支援す ることにより、地域レベルでの取組を促進 し、全県的に不法投棄をさせない社会環境 づくり及び災害発生時の適正な廃棄物処理 体制の構築並びに廃棄物の3Rを推進する ことを目的とする	広島県外、23者	24	94,221,000	河内まちづくり連 合会外、25者	26	5,462,956
9	環境県民局	循環型社会課	小型浄化槽設置整備事業 (平成元年度)	下水道や集落排水施設等の整備では非効率 な地域の生活排水対策として浄化槽の整備 を促進するため、市町が行う小型浄化槽の 計画的な設置整備助成事業を支援し、公共 用水域等の水質保全等の観点から浄化槽に よるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、 もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上 に寄与する。	呉市外、16市町	17	75,621,000	個人	619	75,621,000
10	環境県民局	産業廃棄物対策 課	電子マニフェスト導入事業 (平成19年度)	電子マニフェストの導入促進を図るため、 補助事業者が事業参加者に対して機器購 入費用の一部を補助する。	一般社団法人広島 県資源循環協会	1	14,000	喜楽鋳業㈱外、5団 体	6	14,000
11	健康福祉局	子育て・少子 化対策課	結婚新生活支援事業 (平成26年度)	婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、地 方自治体が新規に婚姻した世帯を対象に婚 姻に伴う新生活を経済的に支援する施策の 実施を推進する。	尾道市	1	1,800,000	13世帯	13	3,645,000

番号	局部	担当課名	対象事業名 (創設年度)	目的及び事業内容	補助事業者 (交付先)	交付事 業者数	補助金交付額 (円)	間接補助事業者 (間接補助金等交 付先) 名称	間接補 助金等 交付先 団体数	間接補助金交付額 (円)
12	健康福祉局	安心保育推進課	広島県認定こども園施設整備費補助金 (平成28年度)	子どもを安心して育てることが出来るような体制整備の推進を図るため、市町が学校法人又は社会福祉法人に対して行う、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園等の施設整備に要する費用の補助に対して、その経費の一部を補助する。	尾道市、福山市、安芸高田市、熊野町	4	180,640,000	(学) 広島信愛学園、(社) 白鳩会、(社) 三條会、(学) 猪野学園	4	180,640,000
13	健康福祉局	安心保育推進課	認定こども園整備事業費補助金 (平成22年度)	子どもを安心して育てることが出来るような体制整備の推進を図るため、市町が学校法人又は社会福祉法人に対して行う、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園等の施設整備に要する費用の補助に対して、その経費の一部を補助する。	呉市	1	168,246,000	2 団体 ※交付決定団体は3 団体であり、うち1 団体はH31年度に全額繰越	2	168,246,000
14	健康福祉局	安心保育推進課	広島県安心こども基金特別対策事業費補助金 (平成21年度)	子どもを安心して育てることが出来るような体制整備の推進を図るため、市町が保育所等の設置者に対して行う、保育所等の施設整備に要する費用の補助に対して、その経費の一部を補助する。	呉市、尾道市、広島市、海田町	4	336,785,000	学校法人ひまわり堂光学園外、6者	7	336,785,000
15	健康福祉局	安心保育推進課	保育対策等促進事業 (平成27年度)	地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育等の設置による保育の受け皿の確保や保育を支える保育士の確保に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的として、市町が要する経費に対して、その経費の一部を補助する。	広島市外、5 市町	6	8,950,000	あゆみ保育園外、20者	21	12,078,684
16	健康福祉局	健康対策課	広島県自殺対策強化事業人材養成事業 (平成27年度)	自殺対策の強化を図るため、国の地域自殺対策強化交付金を活用して、市町が行う自殺対策事業(人材養成事業)に要する経費に対して補助する。	広島市	1	786,000	社会福祉法人広島いのちの電話	1	786,000
17	健康福祉局	健康対策課	広島県自殺対策強化事業 対面相談事業 (平成27年度)	自殺対策の強化を図るため、国の地域自殺対策強化交付金を活用して、市町が行う自殺対策事業(対面相談事業)に要する経費に対して補助する。	竹原市	1	75,000	認定NPO法人ふれあい館ひろしま	1	75,000
18	健康福祉局	健康対策課	広島県自殺対策強化事業 電話相談事業 (平成27年度)	自殺対策の強化を図るため、国の地域自殺対策強化交付金を活用して、市町が行う自殺対策事業(電話相談事業)に要する経費に対して補助する。	竹原市	1	75,000	認定NPO法人ふれあい館ひろしま	1	75,000
19	健康福祉局	食品生活衛生課	野良犬・野良猫対策事業 (平成27年度)	動物愛護センターの犬猫の引取り数及び殺処分数の削減を図るため、市町が地域住民と協働で取り組む野良犬・野良猫を減らすための事業に対し、その経費の一部を補助する。	尾道市外、8 市町	9	1,290,832	ねこクラブ外、6団体	7	345,073
20	健康福祉局	食品生活衛生課	公衆浴場設備改善補助金 (昭和50年度)	公衆衛生の向上と一般公衆浴場の経営の安定に資するため、市町が一般公衆浴場に対して実施する給湯用ボイラー等の新設または更新に要する経費への補助に要する経費の一部を補助する。	広島市、呉市、福山市、廿日市市	4	4,301,057	(株) 下井田商店、外7	8	4,301,057
21	健康福祉局	医療介護計画課	管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業(支援医療機関) (平成26年度)	受入困難事案(受入交渉4 回以上) 解消のため、支援医療機関に対して、転院患者を確実に受け入れることが可能な空床を確保する経費の一部を補助する。	広島市	1	2,409,000	広島赤十字・原爆病院外、31団体	32	2,409,000
22	健康福祉局	医療介護計画課	病院群輪番制病院設備整備事業 (平成6 年)	救急医療の確保を目的として、広島県救急医療対策実施要綱に基づき、入院を要する(第二次) 救急医療機関の診察機能として必要な医療機械を備えるための経費の一部を補助する。	広島市	1	9,848,000	荒木脳神経外科病院、JR広島病院、シムラ病院	3	9,848,000
23	健康福祉局	医療介護計画課	ひろしま医療情報ネットワーク整備事業 (平成25年度)	連携医療機関間で患者の医療情報を適切かつ効率的に共有することを目的とした県内統一のネットワーク: HMネットの開示病院の機能拡充等(画像公開システム導入、クラウドサーバへの移行)に係る経費を補助する。	一般社団法人広島県医師会	1	11,450,538	医療センター外、10医療機関	11	11,450,538
24	健康福祉局	医療介護人材課	看護学校教育環境整備事業 (平成26年度)	看護職員の確保のため、市町が看護師等養成校に対して実施する看護学校教育環境整備事業に要する経費の一部を補助する。	福山市	1	142,403,000	福山市	1	187,200,000
25	健康福祉局	医療介護人材課	福祉・介護人材のマッチング・基礎整備事業 (福祉・介護人材確保基金整備事業) (平成27年度)	各地域の実情を踏まえ人材の確保を行うため、市町域ごとに協議会を設置し、事業実施に要する経費の一部を補助する。	社会福祉法人広島県社会福祉士会	1	11,744,000	県内14市町域	14	6,953,000

番号	局部	担当課名	対象事業名 (創設年度)	目的及び事業内容	補助事業者 (交付先)	交付事 業者数	補助金交付額 (円)	間接補助事業者 (間接補助金等交 付先) 名称	間接補 助金等 交付先 団体数	間接補助金交付額 (円)
26	健康福祉局	医療介護人材課	福祉・介護の職場改善事業 (介護ロボット導入支援事業 (平成28年度)	介護従事者の負担軽減を目的に厚労省が示した要件により介護ロボット導入した際の経費の一部を補助する。	一般社団法人日本福祉用具供給協会 広島県ブロック	1	26,331,000	県内86事業所	86	24,694,704
27	健康福祉局	医療介護人材課	小児救急医療支援事業 (平成11年度)	休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、市町が実施する病院に対してその経費の一部を補助する。	福山市、庄原市、 呉市、江田島市、 東広島市	5	32,473,000	福山市民病院外、 7者	8	49,667,292
28	健康福祉局	医療介護人材課	産科医等確保支援事業 (平成21年度)	過酷な勤務環境にある産科医等の処遇改善を図り、地域の産科医等医療体制を確保するため、医療機関が支給する分娩手当や研修手当、新生児手当の一部を助成する。	呉市外、8市町	9	32,963,000	末光産婦人科医院 外、16者	17	42,649,333
29	健康福祉局	地域福祉課	広島県地域医療介護総合確保 事業(介護施設等整備事業) (平成26年度)	退院患者、高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、地域密着型サービス等地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的とする。 実施主体は市町で、市町が助成する次の事業を実施する事業者に対して補助。 (ア) 地域密着型サービス等整備助成事業 (イ) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 (ウ) 介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備支援事業 等	広島市、呉市、竹 原市、福山市、廿 日市市	5	390,401,000	株式会社外、7団 体	8	390,401,000
30	健康福祉局	障害者支援課	地域生活支援事業費県費補助 金 (平成19年度)	障害児者の自立支援のため、障害者総合支援法第77条の規定に基く、市町地域生活支援事業に係る経費の一部を負担する。	竹原市、三原市、 福山市、庄原市、 東広島市	5	11,040,000	国庫補助金におい て報告を求めてい ないため、把握で きない。	同左	11,040,000
31	商工労働局	イノベーション推進チーム	中小・ベンチャーチャレンジ 応援事業 (平成30年度)	アーリーステージの中小ベンチャー企業や、成長意欲が高く新事業展開・第2創業を標榜する中小企業に対し、新事業部門の立ち上げや地域の中核的な企業へ成長させるため、公益財団法人ひろしま産業振興機構が行う事業に要する経費(管理運営費、助成金)に対し、補助金を交付する。	公益財団法人ひろ しま産業振興機構	1	12,606,537	エクセル㈱外、5 者	6	12,077,000
32	商工労働局	経営革新課	小規模事業者経営支援事業 (昭和36年度)	商工会等が行う小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業等を促進し、地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与する。	広島県商工会連合 会	1	1,381,004,500	浜園町商工会外33 商工会	34	1,381,004,500
33	商工労働局	経営革新課	被災地域販路開拓支援補助事業 (平成30年度)	国の持続化補助金を活用して災害からの事業再建のための販路開拓等に取り組む小規模事業者に対し、県が費用の一部を助成することにより小規模事業者の負担軽減を図り、事業再建を支援する。	広島商工会議所、 広島県商工会連合 会	2	70,729,904	被災小規模事業者 411者	411	68,029,801
34	商工労働局	県内投資促進課	広島県中山間地域雇用奨励事 業補助金(平成27年度)	中山間地域における事業場の新增設等を促進し、雇用機会の創出を図るため、産業振興の一環として、新規雇用労働者の人数に応じて交付する雇用奨励金の拡充を図る市町への補助を行う。	三次市	1	6,500,000	(株)サカチ中国・ (株)SKサピス、(株) 東洋食品	2	13,000,000
35	商工労働局	観光課	観光地ひろしま推進事業 (観光プロダクト開発) (平成29年度)	外国人観光客及び観光消費額の増加のため、夜神楽等のナイトエンターテインメント公演等に要する経費を負担する。	広島県夜の魅力づ くり協議会	1	5,000,000	「チームラボ 広島 城光の祭」実行委 員会	1	5,000,000
36	商工労働局	観光課	観光地ひろしま推進事業 (インバウンド負担金) (平成24年度)	広島県へのインバウンド推進を図るため、広島県が国際観光テーマ地区推進協議会に対して実施するインバウンド事業(来訪促進、受入基盤等整備事業、等)に要する経費の一部を補助する。	広島県国際観光 テーマ地区推進協 議会 (一般会計)	1	1,000,000	竹原市外、6者	7	527,953
37	商工労働局	観光課	観光地ひろしま推進事業 (国際プロモーション: 欧米 豪、アジア、11市場、Wifi) (平成24年度)	広島県へのインバウンド推進を図るため、広島県が国際観光テーマ地区推進協議会に対して実施するインバウンド事業(プロモーション事業)に要する経費の一部を補助する。	広島県国際観光 テーマ地区推進協 議会 (特別会計)	1	109,103,000	広島市 (「Hiroshima Free WiFi」プロジェ クト)	1	1,824,000

番号	局部	担当課名	対象事業名 (創設年度)	目的及び事業内容	補助事業者 (交付先)	交付事 業者数	補助金交付額 (円)	間接補助事業者 (間接補助金等交 付先) 名称	間接補 助金等 交付先 団体数	間接補助金交付額 (円)
38	商工労働局	観光課	広島県観光事業振興負担金 (観光イベント事業負担金)	県内への観光誘客のため、間接補助事業者が行う取組(観光バスの経費支援等)に対して、広島県観光連盟が支援する経費の一部を負担する。	一般社団法人広島県観光連盟	1	20,000,000	読売旅行東北営業部外、24団体	25	3,984,000
39	農林水産局	販売・連携推進課	ひろしま地産地消推進事業 (平成23年度)	ひろしま地産地消推進県民条例でめざす「県農林水産業の持続的な発展」「豊かな食生活の実現」「地域の伝統的な食文化の継承」を実現するため、県産農林水産物の利活用の促進や、生産者と県民等の相互理解の促進に取り組む。	ひろしま地産地消推進協議会	1	3,500,000	広島得心調理製菓専門学校 外 6 大学	7	692,070
40	農林水産局	販売・連携推進課	6次産業化総合支援事業 (平成26年度)	県産農林水産物の新商品開発や加工の取組を支援し、担い手の所得向上・経営力強化を図るため、農業者等が実施する施設等整備に対してその経費の一部を補助する。	世羅町	1	4,891,000	世羅菜園株式会社	1	4,891,000
41	農林水産局	就業支援課	新規就業育成交付金事業 (経営開始型) (平成24年度)	新規就業者の確保を図るため、市町が新規就業者に対して交付する交付金の全部を補助する。	広島市外、16市町	17	164,099,096	個人127名	127	164,099,096
42	農林水産局	農業経営発展課	経営所得安定対策推進事業 (平成23年度)	経営所得安定対策等を円滑に実施するため、市町に対して推進事務費を補助する。	広島市外、19市町	20	110,031,000	広島市地域農業再生協議会外、19者	20	107,510,755
43	農林水産局	農業経営発展課	需要に応じた米の生産推進事業 (平成18年度)	需要に応じた米の生産を促進し水田農業経営の安定と発展を図るため、国の「政策改革基本案」及び「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に掲げる米穀の需給調整を行うための事務に要する経費の一部を補助する。	広島市外、13市町	14	27,533,000	広島市地域農業再生協議会外、13者	14	21,724,100
44	農林水産局	農業経営発展課 西部・東部事務所 周道事業所	農産物生産供給体制強化事業 (産地パワーアップ事業) (平成27年度)	担い手の生産規模拡大や園芸作物導入等による経営発展を推進し、農業生産額の拡大を図るため、生産規模拡大や園芸作物導入等の経営発展に必要な農業機械・施設等の整備を支援する。	安芸高田市外、6市町	7	167,716,662	株式会社広島アグリネットファーム外14者	15	167,716,662
45	農林水産局	農業経営発展課 西部農林	農産物生産供給体制強化事業 (担い手確保・経営強化支援事業) (平成27年度)	担い手の生産規模拡大や園芸作物導入等による経営発展を推進し、農業生産額の拡大を図るため、生産規模拡大や園芸作物導入等の経営発展に必要な農業機械・施設等の整備を支援する。	広島市、北広島町	2	46,151,000	株式会社NKコーポレーション外3者	3	46,151,000
46	農林水産局	農業経営発展課	農産物生産供給体制強化事業 (被災農業者向け経営体育成 支援事業) (平成27年度)	平成30年7月豪雨災害により甚大な被害が発生しているため、農産物加工施設等の修繕・再整備を支援し、早期の経営の再建を推進する。	県内15市町	15	633,427,000	中川農園外、391者	392	818,826,719
47	農林水産局	西部農林水産事業所 東広島農林事業所	農産物生産供給体制強化事業 (強い農業づくり交付金) (平成27年度)	農山漁村地域の総合的な振興及び整備を図るため、市町に対しその予算の範囲において補助金を交付する。	竹原市	1	670,953,093	(株)野菜工房たけはら	1	670,953,093
48	農林水産局	農業技術課 (市町への交付は各農林)	鳥獣被害防止総合対策支援事業 (平成24年度)	鳥獣による農林水産被害防止のため、市町協議会が実施する対策に要する経費を市町が交付する。	広島市外、17市町	18	78,735,585	広島市鳥獣被害防止総合対策協議会外17団体	18	49,622,177
49	農林水産局	農業技術課	環境保全型農業直接支払交付金 事業 (平成27年度)	農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るため、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取組む農業者団体等に対し交付金を交付するの要する経費を交付する。	県内13市町	13	21,717,870	愛郷一心会みはら外59団体	60	28,957,160
50	農林水産局	畜産課	鳥インフルエンザ対策施設整備 事業 (平成21年度) 繰り越し分を含む (強い農業づくり交付金)	高病原性鳥インフルエンザ防疫体制の整備の推進を図るため、補助事業者がウィンドレス鶏舎の整備に対して行う補助金事業に対してその経費の一部を補助する。	庄原市	1	1,114,522,000	(株)東城ポータル	1	815,945,000
51	農林水産局	畜産課	畜産競争力強化対策事業 (平成28年度) (畜産・酪農収益力強化総合 対策基金等事業)	畜産物の国際化の進展に備えた収益性の高い畜産経営体の確立を図るため、補助事業者が乳用育成牛舎の整備に対して行う補助金事業に対してその経費の一部を補助する。	庄原市	1	19,638,000	藤岡牧場	1	825,000
52	農林水産局	西部・東部・北部農林水産事務所(林業課)	林業・木材産業等競争力強化 対策事業 (平成21年度)	間伐材等の供給力の強化、川上・川下の連携強化による木材の安定供給などを図りつつ、地域の自主性・裁量を高めることを通じて、意欲と能力のある林業経営体を育成し、間伐材等の安定供給の確保、森林の整備・保全の推進、林業の持続的かつ健全な発展、木材利用及び木材産業体制整備の推進のための取組等に対して、支援を行う。	安芸高田市、神石高原町、三次市	3	62,639,000	安芸北森林組合、神石郡森林組合、三次地方森林組合	3	62,639,000

番号	局 部	担当課名	対 象 事 業 名 (創設年度)	目的及び事業内容	補助事業者 (交付先)	交付事 業者数	補助金交付額 (円)	間接補助事業者 (間接補助金等交 付先) 名称	間接補 助金等 交付先 団体数	間接補助金交付額 (円)
53	農林水産局	西部・東部・ 北部農林水産 事務所(林業 課)	次世代林業基盤づくり事業 (平成21年度)	「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、合 板・製材・集成材等の競争力を高めるた め、加工施設のある施設への転換、原木供 給の低コスト化等を通じた体質強化を図る ための取組に対し、経費の一部を補助す る。	広島市外、8市町	9	327,438,000	広島市森林組合 外、14団体	15	294,430,000
54	農林水産局	東部・北部農 林水産事務所 (林業課)	森林整備地域活動支援事業 (平成14年度)	森林組合等の林業事業者が地域の森林所有 者を取りまとめ、森林経営計画に基づいた 効率的な木材生産が行われる仕組みを構築 するための経費の一部を補助する。	神石高原町、三次 市、庄原市	3	31,943,500	神石郡森林組合、 三次地方森林組合 外4	6	31,943,500
55	農林水産局	森林保全課	ひろしまの森づくり事業 (平成19年度)	森林を県民の財産として守り育て、次の世 代に引き継いでいくことを目的とした森林 の公益的機能の維持増進等を図るための事 業に要する経費について、市町等に補助金 等を交付する。	全23市町	23	663,622,000	広島市森林組合 外、162団体	163	454,379,440
56	農林水産局	農業基盤課 東部・西部農林 水産事務所	基盤整備促進事業 (農山漁村地域整備交付金) (平成22年度)	公共事業(県営ほ場整備事業)に係る地元 負担に要した経費に対し一部を補助する。	三原市、東広島市	1	34,079,000	北土地区改良区 外 1	2	45,440,000
57	農林水産局	西部・東部・ 北部農林水 産事務所 (林業課)	中山間地域等直接支払交付金事 業 (平成12年度)	農地の多面的機能の確保のため、市町が集 落協定、個別協定に対して実施する活動に 要する経費の一部を補助する	広島市外、17市町	18	2,053,833,720	影浦集落協定外、 621協定	1,622	2,750,987,011
58	農林水産局	西部・東部・ 北部農林水 産事務所 (林業課)	多面的機能支払交付金事業 (平成26年度)	地域共同で行う多面的機能を支える活動、 地域資源の質的向上を図る活動の支援のた め市町が活動組織に対して実施する活動に 要する経費の一部を補助する	広島市外、17市町	18	882,880,494	影浦集落外858組織	859	1,177,174,003
59	土木建築局	建築課	広島県建築物耐震化促進事業 (耐震改修)(平成26年度)	要緊安全確認大規模建築物の耐震化を促 進するため、市町が当該建築物の所有者に 対して行う補助金事業に対して、その経費 の一部を補助する。	呉市、福山市、廿 日市市、安芸高田 市	4	57,753,000	(有)大根屋外、 4者	5	235,846,000
60	土木建築局	建築課	広島県広域緊急輸送道路沿道建 築物耐震改修事業(平成28年 度)	広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促 進するため、市町が当該建築物の所有者に 対して行う補助金事業に対して、その経費 の一部を補助する。	呉市、福山市、竹 原市	3	16,375,000	松田産業(株) 外、4者	5	65,509,000
61	土木建築局	住宅課	広島県高齢者向け優良賃貸住宅 供給促進事業(平成13年度)	高齢者の安全で安定した居住の確保を図 るため、高齢者向け優良賃貸住宅整備及び 管理を行う認定事業者に対して、その費用 の一部を補助する。	呉市、三次市	2	3,263,000	県補助金の完了実 績報告書では、 個々の具体的な交 付先名は不明であ る	4	3,263,000
62	教育委員会	文化財課	指定文化財管理事業(昭和52年 度)	指定文化財の維持管理の万全を期するた めに、所有者が行う事業に要する経費の一 部を補助する。	32事業者	32	2,201,000	不動院ほか、31団 体	32	2,201,000
63	教育委員会	学校経営支援課	小中学校教育環境充実支援事業 補助金(遠距離通学費補助事 業) (平成19年度)	児童生徒の教育環境の充実を図るため、小 中学校の規模適正化に取り組む市町に対 し、市町が支出する遠距離通学対策の経費 の一部を助成する。 対象となる経費は、国の「へき地児童生徒 援助費等補助金」の交付が決定されたもの で、平成20年度以降に行われた学校組合に おいて、当該年度又はその翌年度から引き 続き通学費を負担することとした。当該結 合に係る小学校又は中学校の遠距離通学児 童生徒に要する経費とする(補助開始から5 年間)。	呉市外、7市町	8	10,688,000	個人128名	128	736,000
	8局部					356	10,597,093,388	—	5,025	11,261,136,193

※網掛けは、第2次調査の対象
※番号○囲みは、第3次調査の対象

別表2 交付要綱の間接補助金に関する規定の有無

番号	局部	担当課名	対象事業名 (創設年度)	要綱名	間接補助金に関する規定の有無	消費税の仕入控除税額に関する規定の有無	帳簿等の保存期間 (年)
1	危機管理監	消防保安課	広島県防災リーダー養成事業費補助金(平成27年度)	広島県防災リーダー養成事業費補助金交付要綱	×	×	5
2	地域政策局	スポーツ推進課	成年選手強化事業(昭和49年度)	広島県スポーツ関係補助金交付要綱	×	×	5
3	地域政策局	スポーツ推進課	成年選手強化事業(2020年東京オリンピックに向けた強化対策事業)(平成27年度)	広島県スポーツ関係補助金交付要綱	×	×	5
4	地域政策局	スポーツ推進課	ジュニア選手育成強化事業(平成23年度)	広島県スポーツ関係補助金交付要綱	×	×	5
5	地域政策局	スポーツ推進課	ジュニア選手育成強化事業(2020年東京オリンピックに向けた強化対策事業)(平成26年度)	広島県スポーツ関係補助金交付要綱	×	×	5
6	地域政策局	スポーツ推進課	スポーツ大会助成事業(国民体育大会広島県予選会、広島県民体育大会、スポーツ少年団地区交歓会)(昭和49年度)	広島県スポーツ関係補助金交付要綱	×	×	5
7	環境県民局	学事課	幼稚園機能充実支援事業(平成27年度) ※このうち間接補助事業(防犯対策整備)は、平成30年度から事業開始	広島県幼稚園耐震化整備費等補助金交付要綱	×	×	5
8	環境県民局	循環型社会課	地域廃棄物対策支援事業(平成15年度～)	地域廃棄物対策支援事業補助金交付要綱	×	×	5
9	環境県民局	循環型社会課	小型浄化槽設置整備事業(平成元年度)	広島県小型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	×	×	5
10	環境県民局	産業廃棄物対策課	電子マニフェスト導入事業(平成19年度)	産業廃棄物適正処理推進事業補助金交付要綱	×	×	5
11	健康福祉局	子育て・少子化対策課	結婚新生活支援事業(平成26年度)	広島県地域少子化対策重点推進交付金交付要綱	×	○	5
12	健康福祉局	安心保育推進課	広島県認定こども園施設整備費補助金(平成28年度)	広島県認定こども園施設整備費補助金交付要綱	×	×	5
13	健康福祉局	安心保育推進課	認定こども園整備事業費補助金(平成22年度)	認定こども園整備事業費補助金交付要綱	×	×	5
14	健康福祉局	安心保育推進課	広島県安心こども基金特別対策事業費補助金(平成21年度)	広島県安心こども基金特別対策事業費補助金交付要綱	○	○	5
15	健康福祉局	安心保育推進課	保育対策等促進事業(平成27年度)	広島県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱	○	○	5

番号	局 部	担当課名	対 象 事 業 名 (創設年度)	要 綱 名	間接補助金に関する規定の有無	消費税の仕入控除税額に関する規定の有無	帳簿等の保存期間 (年)
16	健康福祉局	健康対策課	広島県自殺対策強化事業 人材養成事業 (平成27年度)	広島県自殺対策強化事業補助金交付要綱	○	○	5
17	健康福祉局	健康対策課	広島県自殺対策強化事業 対面相談事業 (平成27年度)	広島県自殺対策強化事業補助金交付要綱	○	○	5
18	健康福祉局	健康対策課	広島県自殺対策強化事業 電話相談事業 (平成27年度)	広島県自殺対策強化事業補助金交付要綱	○	○	5
19	健康福祉局	食品生活衛生課	野良犬・野良猫対策事業 (平成27年度)	・野良犬・野良猫対策事業実施要綱 ・野良犬・野良猫対策事業補助金交付要綱	×	×	5
20	健康福祉局	食品生活衛生課	公衆浴場設備改善補助金 (昭和50年度)	公衆浴場設備改善補助金交付要綱	×	×	5
21	健康福祉局	医療介護計画課	管塔機能を担う救急医療機関等運営事業(支援医療機関) (平成26年度)	・広島県医療施設運営費等補助金及び地域医療対策費等補助金交付要綱	○	○	5
22	健康福祉局	医療介護計画課	病院群輪番制病院設備整備事業(平成6年)	・広島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱	○	○	5
23	健康福祉局	医療介護計画課	ひろしま医療情報ネットワーク整備事業 (平成25年度)	広島県地域医療介護総合確保事業補助金交付要綱	○	○	5
24	健康福祉局	医療介護人材課	看護学校教育環境整備事業 (平成26年度)	広島県地域医療介護総合確保事業補助金交付要綱	○	○	5
25	健康福祉局	医療介護人材課	福祉・介護人材のマッチング・基盤整備事業 (福祉・介護人材確保基盤整備事業) (平成27年度)	広島県地域医療介護総合確保事業補助金交付要綱	○	○	5
26	健康福祉局	医療介護人材課	福祉・介護の職場改善事業 (介護ロボット導入支援事業) (平成28年度)	広島県地域医療介護総合確保事業補助金交付要綱	○	○	5
27	健康福祉局	医療介護人材課	小児救急医療支援事業 (平成11年度)	広島県医療施設運営費等補助金及び地域医療対策費等補助金交付要綱	○	○	5
28	健康福祉局	医療介護人材課	産科医等確保支援事業 (平成21年度)	広島県地域医療介護総合確保事業補助金交付要綱	○	○	5
29	健康福祉局	地域福祉課	広島県地域医療介護総合確保事業(介護施設等整備事業) (平成26年度)	・広島県地域医療介護総合確保事業補助金交付要綱 ・広島県地域医療介護総合確保事業実施要綱	○	○	5
30	健康福祉局	障害者支援課	地域生活支援事業費県費補助金 (平成19年度)	広島県市町地域生活支援事業費等県費補助金交付要綱	○	○	5
31	商工労働局	イノベーション推進チーム	中小・ベンチャーチャレンジ応援事業 (平成30年度)	中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業費補助金交付要綱	×	○	10
32	商工労働局	経営革新課	小規模事業経営支援事業 (昭和36年度)	小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱	○	○	5

番号	局 部	担当課名	対 象 事 業 名 (創設年度)	要 綱 名	間接補助金に関する規定の有無	消費税の仕入控除税額に関する規定の有無	帳簿等の保存期間 (年)
33	商工労働局	経営革新課	被災地域販路開拓支援補助事業 (平成30年度)	・ 広島県補助金等交付規則 ・ 被災地域販路開拓支援補助金交付要綱	○	○	5
34	商工労働局	県内投資促進課	広島県中山間地域雇用奨励事業補助金 (平成27年度)	広島県中山間地域雇用奨励事業補助金交付要綱	×	×	5
35	商工労働局	観光課	観光地ひろしま推進事業 (観光プロダクト開発) (平成29年度)	広島県観光振興共同事業負担金交付要綱	×	×	5
36	商工労働局	観光課	観光地ひろしま推進事業 (インバウンド負担金) (平成24年度)	広島県観光振興共同事業負担金交付要綱	×	×	5
37	商工労働局	観光課	観光地ひろしま推進事業 (国際プロモーション：欧米豪・アジア、11市場、Wifi) (平成24年度)	広島県観光振興共同事業負担金交付要綱	×	×	5
38	商工労働局	観光課	広島県観光事業振興負担金 (観光イベント事業負担金)	広島県観光振興共同事業負担金交付要綱	×	×	5
39	農林水産局	販売・連携推進課	ひろしま産地消推進事業 (平成23年度)	広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱	○	○	5
40	農林水産局	販売・連携推進課	6次産業化総合支援事業 (平成26年度)	6次産業化総合支援事業費補助金等交付要綱	×	○	5
41	農林水産局	就業支援課	新規就農者育成交付金事業 (経営開始型) (平成24年度)	広島県農業振興対策事業費補助金等交付要綱	○	○	5
42	農林水産局	農業経営発展課	経営所得安定対策推進事業 (平成23年度)	広島県農業振興対策事業費補助金等交付要綱	○	○	5
43	農林水産局	農業経営発展課	需要に応じた米の生産推進事業 (平成18年度)	広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱	○	○	5
44	農林水産局	農業経営発展課 西部・東部事務所 尾道事業所	農産物生産供給体制強化事業 (産地パワーアップ事業) (平成27年度)	農業振興対策事業費補助金等交付要綱	○	○	5
45	農林水産局	農業経営発展課 西部農林	農産物生産供給体制強化事業 (担い手確保・経営強化支援事業) (平成27年度)	農業振興対策事業費補助金等交付要綱	○	○	5
46	農林水産局	農業経営発展課	農産物生産供給体制強化事業 (被災農業者向け経営体育成支援事業) (平成27年度)	農業振興対策事業費補助金等交付要綱	○	○	5
47	農林水産局	西部農林水産事業所 東広島農林事業所	農産物生産供給体制強化事業 (強い農業づくり交付金) (平成27年度)	農業振興対策事業費補助金等交付要綱	○	○	5
48	農林水産局	農業技術課 (市町への交付は各農林)	鳥獣被害防止総合対策支援事業 (平成24年度)	広島県農業振興対策事業費補助金等交付要綱	○	○	5
49	農林水産局	農業技術課	環境保全型農業直接支払交付金事業 (平成27年度)	広島県農業生産総合対策等補助金交付要綱	○	×	5

番号	局部	担当課名	対象事業名 (創設年度)	要綱名	間接補助金に関する規定の有無	消費税の仕入控除税額に関する規定の有無	帳簿等の保存期間 (年)
50	農林水産局	畜産課	鳥インフルエンザ対策施設整備事業 (平成21年度) 繰り越し分を含む (強い農業づくり交付金)	広島県畜産振興事業補助金交付要綱	○	○	5
51	農林水産局	畜産課	畜産競争力強化対策事業 (平成28年度) (畜産・酪農収益力強化総合 対策基金等事業)	広島県畜産振興事業補助金交付要綱	○	○	5
52	農林水産局	西部・東部・ 北部農林水産 事務所(林業 課)	林業・木材産業等競争力強化 対策事業 (平成21年度)	広島県林業・木材産業等競争力強化対策事 業実施要領	○	○	5
53	農林水産局	西部・東部・ 北部農林水産 事務所(林業 課)	次世代林業基盤づくり事業 (平成21年度)	広島県次世代林業基盤づくり事業実施要領	○	○	5
54	農林水産局	東部・北部農 林水産事務所 (林業課)	森林整備地域活動支援事業 (平成14年度)	広島県森林整備地域活動支援交付金実施要 領	○	○	5
55	農林水産局	森林保全課	ひろしまの森づくり事業 (平成19年度)	ひろしまの森づくり事業補助金等交付要綱	○	○	5
56	農林水産局	農業基盤課 東部・西部農林 水産事務所	基盤整備促進事業 (農山漁村地域整備交付金) (平成22年度)	広島県農村整備関係事業補助金交付要綱	○	○	5
57	農林水産局	西部・東部・北部農林水 産事務所 (農業基盤課)	中山間地域等直接支払交付金事 業 (平成12年度)	広島県農村整備関係事業補助金交付要綱	○	○	5
58	農林水産局	西部・東部・北部農林水 産事務所 (農業基盤課)	多面的機能支払交付金事業 (平成26年度)	広島県農村整備関係事業補助金交付要綱	○	○	5
59	土木建築局	建築課	広島県建築物耐震化促進事業 (耐震改修) (平成26年度)	広島県建築物耐震化促進事業(耐震改修)補助 金交付要綱	×	×	5
60	土木建築局	建築課	広島県広域緊急輸送道路沿道建 築物耐震改修事業 (平成28年度)	広島県広域緊急輸送道路沿道建築物耐震改修事 業補助金交付要綱	×	×	5
61	土木建築局	住宅課	広島県高齢者向け優良賃貸住宅 供給促進事業 (平成13年度)	広島県高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費 補助金交付要綱	×	×	5
62	教育委員会	文化財課	指定文化財管理事業 (昭和52年度)	広島県教育関係単独事業補助金交付要綱	×	×	5
63	教育委員会	学校経営支援課	小中学校教育環境充実支援事業 補助金(遠距離通学費補助事 業) (平成19年度)	広島県教育関係単独事業補助金交付要綱	×	×	5
	計				有36 無27	有38 無25	5年62 10年1

※網掛けは、第2次調査の対象
※番号○囲みは、第3次調査の対象

別表7・8 補助金の額を確定するに当たっての実績確認方法等

番号	局 部	担当課名	対 象 事 業 名 (創設年度)	県補助金の額を確定するに当たっての実績確認方法				補助金交付後の立入検査の実施の有無	
				実績報告書で確認	補助事業者の支出証 拠書類(原本)確認	間接補助事業者の支 出証拠書類(原本)確 認	その他	補助事業者の検査	間接補助事業者の 検査
1	危機管理監	消防保安課	広島県防災リーダー養成事業 費補助金(平成27年度)	○					
2	地域政策局	スポーツ推進課	成年選手強化事業 (昭和49年度)	○					
3	地域政策局	スポーツ推進課	成年選手強化事業 (2020年東京オリンピック に向けた強化対策事業) (平成27年度)	○					
4	地域政策局	スポーツ推進課	ジュニア選手育成強化事業 (平成23年度)	○					
5	地域政策局	スポーツ推進課	ジュニア選手育成強化事業 (2020年東京オリンピックに向 けた強化対策事業) (平成26年度)	○					
6	地域政策局	スポーツ推進課	スポーツ大会助成事業(国民体 育大会広島県予選会、広島県民 体育大会、スポーツ少年団地区 交歓会) (昭和49年度)	○					
7	環境県民局	学事課	幼稚園機能充実支援事業 (平成27年度) ※このうち間接補助事業(防犯 対策整備)は、平成30年度から 事業開始	○		○ (写し)	市の支出命令書、検査調 書等		
8	環境県民局	循環型社会課	地域廃棄物対策支援事業 (平成15年度～)	○					
9	環境県民局	循環型社会課	小型浄化槽設置整備事業 (平成元年度)	○			実績報告に対象者一覧 を添付	国補助の事後評価 ヒアリング時に書 面審査を実施	
10	環境県民局	産業廃棄物対策 課	電子manifesto導入事業 (平成19年度)	○					
11	健康福祉局	子育て・少子 化対策課	結婚新生活支援事業 (平成26年度)	○					
12	健康福祉局	安心保育推進 課	広島県認定こども園施設整備 費補助金 (平成28年度)	○		○ (写し)			
13	健康福祉局	安心保育推進 課	認定こども園整備事業費補助 金 (平成22年度)	○		○ (写し)			
14	健康福祉局	安心保育推進 課	広島県安心こども基金特別対 策事業費補助金 (平成21年度)	○		○ (写し)			
15	健康福祉局	安心保育推進 課	保育対策等促進事業 (平成27年度)	○					
16	健康福祉局	健康対策課	広島県自殺対策強化事業 人材養成事業 (平成27年度)	○					
17	健康福祉局	健康対策課	広島県自殺対策強化事業 対面相談事業 (平成27年度)	○					
18	健康福祉局	健康対策課	広島県自殺対策強化事業 電話相談事業 (平成27年度)	○					
19	健康福祉局	食品生活衛生 課	野良犬・野良猫対策事業 (平成27年度)	○					
20	健康福祉局	食品生活衛生 課	公衆浴場設備改善補助金 (昭和50年度)	○			市町の履行確認書類の 写し		
21	健康福祉局	医療介護計画 課	管制塔機能を担う救急医療機 関等運営事業(支援医療機 関) (平成26年度)	○					

番号	局 部	担当課名	対 象 事 業 名 (創設年度)	県補助金の額を確定するに当たっての実績確認方法				補助金交付後の立入検査の実施の有無	
				実績報告書で確認	補助事業者の支出証 拠書類(原本)確認	間接補助事業者の支出 証拠書類(原本)確認	その他	補助事業者の検査	間接補助事業者の 検査
22	健康福祉局	医療介護計画課	病院群輪番制病院設備整備事業 (平成6年)	○					
23	健康福祉局	医療介護計画課	ひろしま医療情報ネットワーク 整備事業 (平成25年度)	○					
24	健康福祉局	医療介護人材課	看護学校教育環境整備事業 (平成26年度)	○					
25	健康福祉局	医療介護人材課	福祉・介護人材のマッチング・ 基盤整備事業 (福祉・介護人材確保基盤整備 事業) (平成27年度)	○					
26	健康福祉局	医療介護人材課	福祉・介護の職場改善事業 (介護ロボット導入支援事 業) (平成28年度)	○					
27	健康福祉局	医療介護人材課	小児救急医療支援事業 (平成11年度)	○					
28	健康福祉局	医療介護人材課	産科医等確保支援事業 (平成21年度)	○					
29	健康福祉局	地域福祉課	広島県地域医療介護総合確保 事業(介護施設等整備事業) (平成26年度)	○	○ (写し)	○ (写し)		○	
30	健康福祉局	障害者支援課	地域生活支援事業費県費補助 金 (平成19年度)	○					
31	商工労働局	イノベーション推進チーム	中小・ベンチャーチャレンジ 応援事業 (平成30年度)	○	○	○		1回/1年	
32	商工労働局	経営革新課	小規模事業経営支援事業 (昭和36年度)	○				1回/3年	1回/3年
33	商工労働局	経営革新課	被災地域販路開拓支援補助事 業 (平成30年度)	○	○				
34	商工労働局	県内投資促進課	広島県中山間地域雇用奨励事 業補助金 (平成27年度)	○					
35	商工労働局	観光課	観光地ひろしま推進事業 (観光プロダクト開発) (平成29年度)	○					
36	商工労働局	観光課	観光地ひろしま推進事業 (インバウンド負担金) (平成24年度)				会費のため定額		
37	商工労働局	観光課	観光地ひろしま推進事業 (国際プロモーション: 欧米 豪、アジア、11市場、Wifi) (平成24年度)	○	○	○			
38	商工労働局	観光課	広島県観光事業振興負担金 (観光キャブ事業負担金)	○					
39	農林水産局	販売・連携推進課	ひろしま地産地消推進事業 (平成23年度)	○	○				
40	農林水産局	販売・連携推進課	6次産業化総合支援事業 (平成26年度)	○	○	○ (写し)			
41	農林水産局	就農支援課	新規就農者育成交付金事業 (経営開始型) (平成24年度)	○		○			
42	農林水産局	農業経営発展課	経営所得安定対策推進事業 (平成23年度)	○	○	○	補助事業者の検査調 書	2回/年	
43	農林水産局	農業経営発展課	需要に応じた米の生産推進事 業(平成18年度)	○	○	○	補助事業者の検査調 書	2回/年	
44	農林水産局	農業経営発展課 西部・東部事務 所 尾道事業所	農産物生産供給体制強化事業 (産地パワーアップ事業) (平成27年度)	○					
45	農林水産局	農業経営発展課 西部農林	農産物生産供給体制強化事業 (担い手確保・経営強化支援 事業) (平成27年度)	○					

番号	局 部	担当課名	対 象 事 業 名 (創設年度)	県補助金の額を確定するに当たっての実績確認方法				補助金交付後の立入検査の実施の有無	
				実績報告書で確認	補助事業者の支出証拠書類(原本)確認	間接補助事業者の支出証拠書類(原本)確認	その他	補助事業者の検査	間接補助事業者の検査
46	農林水産局	農業経営発展課	農産物生産供給体制強化事業 (被災農業者向け経営体育成支援事業) (平成27年度)	○					
47	農林水産局	西部農林水産事務所東広島農林事務所	農産物生産供給体制強化事業 (強い農業づくり交付金) (平成27年度)	○	○	○			
48	農林水産局	農業技術課 (市町への交付は各農林)	鳥獣被害防止総合対策支援事業 (平成24年度)	○				1~2回/年	市町によって異なる
49	農林水産局	農業技術課	環境保全型農業直接支払交付金事業(平成27年度)	○					
50	農林水産局	畜産課	鳥インフルエンザ対策施設整備事業 (平成21年度)繰り越し分を含む (強い農業づくり交付金)	○				○	○
51	農林水産局	畜産課	畜産競争力強化対策事業 (平成28年度) (畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業)	○				○	○
52	農林水産局	西部・東部・北部農林水産事務所(林業課)	林業・木材産業等競争力強化対策事業 (平成21年度)	○					
53	農林水産局	西部・東部・北部農林水産事務所(林業課)	次世代林業基盤づくり事業 (平成21年度)	○					
54	農林水産局	東部・北部農林水産事務所(林業課)	森林整備地域活動支援事業 (平成14年度)	○				○	○
55	農林水産局	森林保全課	ひろしまの森づくり事業 (平成19年度)	○					
56	農林水産局	農業基盤課 東部・西部農林水産事務所	基盤整備促進事業 (農山漁村地域整備交付金) (平成22年度)	○					
57	農林水産局	西部・東部・北部農林水産事務所(農業基盤課)	中山間地域等直接支払交付金事業 (平成12年度)	○	○	○ (抽出)		○	
58	農林水産局	西部・東部・北部農林水産事務所(農業基盤課)	多面的機能支払交付金事業 (平成26年度)	○	○	○ (抽出)		○	
59	土木建築局	建築課	広島県建築物耐震化促進事業 (耐震改修) (平成26年度)	○		○ (写し)			
60	土木建築局	建築課	広島県広域緊急輸送道路沿道建築物耐震改修事業 (平成28年度)	○		○ (写し)			
61	土木建築局	住宅課	広島県高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業 (平成13年度)	○					
62	教育委員会	文化財課	指定文化財管理事業 (昭和52年度)	○					
63	教育委員会	学校経営支援課	小中学校教育環境充実支援事業補助金(遠距離通学補助事業) (平成19年度)	○					
	計			62	11	16	5	12	5

※網掛けは、第2次調査の対象
※番号○囲みは、第3次調査の対象

別表9・10 成果指標と事業効果の検証について

番号	局部	担当課名	対象事業名 (創設年度)	成果指標	事業効果をどのように検証しているか、又は事業効果の考え方	問題点	事業見直しの実績又は必要性
1	危機管理監	消防保安課	広島県防災リーダー養成事業費補助金 (平成27年度)	ワーク61② 自主防災組織活性化率	—	—	—
2	地域政策局	スポーツ推進課	成年選手強化事業 (昭和49年度)	国民体育大会 男女総合8位	国体成績を基に選手強化の成否を検証	競技団体への効果的な配分方法が確立していない。	H27年度に強化費配分の見直しを実施(H28～R2)
3	地域政策局	スポーツ推進課	成年選手強化事業 (2020年東京オリンピックに向けた強化対策事業) (平成27年度)	本県ゆかりの選手の東京オリンピック参加者数：23人	—	—	—
4	地域政策局	スポーツ推進課	ジュニア選手育成強化事業 (平成23年度)	国民体育大会 男女総合8位	国体成績を基に選手強化の成否を検証	競技団体への効果的な配分方法が確立していない。	H27年度に強化費配分の見直しを実施(H28～R2)
5	地域政策局	スポーツ推進課	ジュニア選手育成強化事業 (2020年東京オリンピックに向けた強化対策事業) (平成26年度)	本県ゆかりの選手の東京オリンピック参加者数：23人	—	—	—
6	地域政策局	スポーツ推進課	スポーツ大会助成事業(国民体育大会広島県予選会、広島県民体育大会、スポーツ少年団地区交歓会) (昭和49年度)	スポーツ振興の向上	スポーツ振興の向上にどの程度貢献しているか。	—	—
7	環境県民局	学事課	幼稚園機能充実支援事業 (平成27年度) ※このうち間接補助事業(防犯対策整備)は、平成30年度から事業開始	—	施設整備終了後に幼稚園型認定こども園として認定される施設を対象としており、認定こども園の設置促進に寄与している。	当該間接補助事業(防犯対策整備)は、健康福祉局が所管する間接補助事業(認定こども園整備)と一体的に実施されており、市町にとって、県担当課が二つとなるため、効果的な方法となっていない。	当該間接補助事業(防犯対策整備)は、市町要望があったため、平成30年度から事業開始した。
8	環境県民局	循環型社会課	地域廃棄物対策支援事業 (平成15年度～)	ワーク59② 廃棄物の適正処理体制の構築等	H30年度に新設した「災害廃棄物処理計画策定事業」により、H31年度には県内全ての市町において計画が策定される見込みとなるなど、市町の地域廃棄物対策の推進に大きく貢献していると考えている。	—	H30年度から補助率・補助本額を見直し、補助対象事業を増やした。
9	環境県民局	循環型社会課	小型浄化槽設置整備事業 (平成元年度)	ワーク57① 良好な大気・水環境等の確保による地域環境の保全	個人設置型小型浄化槽のうち、単独槽の割合は着実に減少してきていることから一定の効果はあると考えている。	—	H22年度から新築に対する補助を廃止し、単独転換の重点化を図った。
10	環境県民局	産業廃棄物対策課	電子マニフェスト導入事業 (平成19年度)	ワーク59② 電子マニフェスト普及率	様々な施策により電子化を図っているため、当該事業単体の検証は困難であるが、補助による電子マニフェストの導入及び継続利用に効果はあると考えている。	間接補助事業者が利用するシステムの保守期限が近付いており、利用者の転換が課題になっている。	システム保守期限の到来に合わせて事業内容の見直しが必要
11	健康福祉局	子育て・少子化対策課	結婚新生活支援事業 (平成26年度)	ワーク1① 有配偶率の向上	国勢調査により発表される県内有配偶者数と人口により算出	事業を実施する市町が少ない。	—
12	健康福祉局	安心保育推進課	広島県認定こども園施設整備費補助金 (平成28年度)	ワーク3① いつでも安心して子供を預けて働くことができる環境が整っていると思う人の割合(就学前保育)	保育を必要とする子どもに係る定員の増加量等	—	—
13	健康福祉局	安心保育推進課	認定こども園整備事業費補助金 (平成22年度)	ワーク3① いつでも安心して子供を預けて働くことができる環境が整っていると思う人の割合(就学前保育)	保育を必要とする子どもに係る定員の増加量等	—	—
14	健康福祉局	安心保育推進課	広島県安心こども基金特別対策事業費補助金 (平成21年度)	ワーク3① いつでも安心して子供を預けて働くことができる環境が整っていると思う人の割合(就学前保育)	保育を必要とする子どもに係る定員の増加量等	—	—
15	健康福祉局	安心保育推進課	保育対策等促進事業 (平成27年度)	ワーク3① いつでも安心して子供を預けて働くことができる環境が整っていると思う人の割合(就学前保育)	保育士の負担軽減等が目的の事業が含まれているため、検証困難であるが、補助金によりの保育士の負担は軽減されており効果はあると考えている。	—	—
16	健康福祉局	健康対策課	広島県自殺対策強化事業人材養成事業 (平成27年度)	—	実施報告書で、得られた事業効果に係る記載内容を確認している。	—	国の見直しに合わせて実施している。

番号	局部	担当課名	対象事業名 (創設年度)	成果指標	事業効果をどのように検証しているか、又は事業効果の考え方	問題点	事業見直しの実績又は必要性
17	健康福祉局	健康対策課	広島県自殺対策強化事業 対面相談事業 (平成27年度)	—	実施報告書で、得られた事業効果に係る記載内容を確認している。	—	国の見直しに合わせて実施している。
18	健康福祉局	健康対策課	広島県自殺対策強化事業 電話相談事業 (平成27年度)	—	実施報告書で、得られた事業効果に係る記載内容を確認している。	—	国の見直しに合わせて実施している。
19	健康福祉局	食品生活衛生課	野良犬・野良猫対策事業 (平成27年度)	—	補助金利用市町と未利用市町の野良犬・野良猫対策への取組み状況を比較するとともに、動物愛護センターの野良犬・野良猫の収容数等の年度推移をみて総合的に評価している。	管内20市町のうち、補助金交付により野良犬・野良猫対策事業を行う市町は例年10市町前後であるため、未実施市町に対し事業の意義を普及啓発する必要がある。	—
20	健康福祉局	食品生活衛生課	公衆浴場設備改善補助金 (昭和50年度)	—	補助金を交付した公衆浴場の経営が継続し、入浴機会が確保できていることを確認することにより検証している。	—	—
21	健康福祉局	医療介護計画課	管轄塔機能を担う救急医療機関等運営事業(支援医療機関) (平成26年度)	ワーク44② 受入困難事業の交渉4回以上の件数の減	毎年の消防機関の搬送データにより、受入困難事業の交渉4回以上の件数、割合を確認し、効果を検証している。	—	—
22	健康福祉局	医療介護計画課	病院群輪番制病院設備整備事業 (平成6年)	ワーク44② 受入困難事業の交渉4回以上の件数の減	毎年の消防機関の搬送データにより、受入困難事業の交渉4回以上の件数、割合を確認し、効果を検証している。	—	—
23	健康福祉局	医療介護計画課	ひろしま医療情報ネットワーク整備事業 (平成25年度)	ワーク44① 地域医療連携情報ネットワーク(HMネット)参加施設数	画像情報を新規開示した病院数及びクラウドサーバーへ移行した病院数により検証している。こうした機能拡充が参加施設数の拡大に波及することを目論む。	—	—
24	健康福祉局	医療介護人材課	看護学校教育環境整備事業 (平成26年度)	ワーク47② 看護師等の確保	定員増員に伴う事業としているため、今後の福山・府中圏域での看護師確保が期待できる。	平成30年度から市町への間接補助を開始したことから、今後の事業効果の見極めが必要である。	—
25	健康福祉局	医療介護人材課	福祉・介護人材のマッチング・基盤整備事業 (福祉・介護人材確保基盤整備事業) (平成27年度)	ワーク48① 介護人材の確保・育成・定着	各地域の実情に応じた介護人材の確保・育成・定着に係る事業が実施でききめ細やかな取組みが期待できる。	・構築できていない市町村の取組み支援 ・各市町村で効果的な事業の実施	—
26	健康福祉局	医療介護人材課	福祉・介護の職場改善事業 (介護ロボット導入支援事業) (平成28年度)	ワーク48① 介護人材の確保・育成・定着	介護ロボットを導入し負担軽減につながることで介護施設・事業所における職場環境の改善が図られ人材の確保・定着に期待できる。	さまざまな介護ロボットやICTの開発等が期待でき、さらに効果的な介護ロボット・福祉用具等検証する必要がある。	—
27	健康福祉局	医療介護人材課	小児救急医療支援事業 (平成11年度)	ワーク44④ 周産期・小児救急医療体制の確保	地域における小児二次救急医療体制整備体制の確保・維持できていることにより検証している。	—	—
28	健康福祉局	医療介護人材課	産科医等確保支援事業 (平成21年度)	ワーク44④ 周産期・小児救急医療体制の確保	手当支給者、手当支給施設数ともに現状を維持していることにより検証している。	—	—
29	健康福祉局	地域福祉課	広島県地域医療介護総合確保事業(介護施設等整備事業) (平成26年度)	ワーク45② 介護サービス基盤の整備	・法により事業計画を策定し、事後評価することと規定されている。 ・計画に記載された事後評価の方法に基づき、目標の達成状況や事業の実施状況等について毎年評価。 ・サービス事業量(整備人数)の目標値と整備値を比較することで、事業の有効性・効率性を判断。	地域密着型サービスについては、市町の事業者公募が不調(10件中6件)に終わった。 3か年計画の初年度のため、不調案件は次年度以降において実施する。	H31(R1)年度から補助基準額の増額(H31.4建設費単価上昇による増額、R元.10消費増税に伴う増額)予定
30	健康福祉局	障害者支援課	地域生活支援事業費助成金 (平成19年度)	—	—	—	—
31	商工労働局	イノベーション推進チーム	中小・ベンチャーチャレンジ応援事業 (平成30年度)	ワーク29② 生産性向上:一人当たりの付加価値額の増49.3万円以上(H32)	中小企業の中長期的な成長を目的としているため、毎年等しいバンドでの効果検証は困難。3年目で総括を行い、事業化又は支援フェーズのステップアップ等の事例を検証し、良好な支援事例があれば今後の事業継続を検討する。	—	研究開発等を着実に進めるには、事業実施期間を8か月程度は確保する必要があり、単一会計年度内に完了させるには、6月までに公募・審査会の手続きを完了する必要がある。ところが、年度当初1回の公募では業種による繁忙期の違いなどにより応募できる企業が限定されることから、多くの企業に十分な挑戦機会を提供するため、H31年度より上半期と下半期の計2回以上の公募を実施することとした。下半期分は、事業実施期間が年度をまたぐため、翌年度の債務負担行為にて予算措置する。

番号	局部	担当課名	対象事業名 (創設年度)	成果指標	事業効果をどのように検証しているか、又は事業効果の考え方	問題点	事業見直しの実績又は必要性
32	商工労働局	経営革新課	小規模事業経営支援事業 (昭和36年度)	ワーク29① 支援小規模事業者の付加価値増 創業・新事業展開件数	補助事業者への照会	地域内小規模事業者等に対する効果的な事業実施	国の法改正に伴う補助対象等の改正
33	商工労働局	経営革新課	被災地域販路開拓支援補助事業 (平成30年度)	被災した中小企業等施設・設備の 復旧事業の進捗率	補助事業の活用事業者数を確認し、 効果を検証している。	—	—
34	商工労働局	県内投資促進課	広島県中山間地域雇用奨励事業補助金 (平成27年度)	中山間地域振興計画 ワーク：雇用機会の創出・就業促進	・県補助による市町制度拡充効果 (条例改正・制定の状況) ・市町の制度拡充による新規雇用 拡充効果	県補助により4市町が制度を拡充したが、 助成金の申請がこれまで2市町にとどまっている。	—
35	商工労働局	観光課	観光地ひろしま推進事業 (観光プロダクト開発) (平成29年度)	ワーク39① 観光地の魅力向上	イベントの入込客数及び 観光消費額	—	—
36	商工労働局	観光課	観光地ひろしま推進事業 (インバウンド負担金) (平成24年度)	ワーク41① 外国人観光客の増加	重点市場毎の特性に応じた施策に 対して、事業者からの報告資料により、 閲覧者数や接触媒体数等を 確認し、効果を検証している。	—	—
37	商工労働局	観光課	観光地ひろしま推進事業 (国際プロモーション：欧米 豪、アジア、11市場、Wifi) (平成24年度)	ワーク41① 外国人観光客の増加	重点市場毎の特性に応じた施策に 対して、事業者からの報告資料により、 閲覧者数や接触媒体数等を 確認し、効果を検証している。	—	—
38	商工労働局	観光課	広島県観光事業振興負担金 (観光イベント事業負担金)	ワーク39① 観光地の魅力向上	総観光客数及び観光消費額	—	—
39	農林水産局	販売・連携推進課	ひろしま地産地消推進事業 (平成23年度)	広島県地産地消促進計画(第2次) 生産者と企業・大学等との連携・ 協働活動数：25(R2年度)	県内の農林水産物のPR活動に係る 費用に対する補助金であるため、 具体的な指標の設定は難しいが、 各大学等において事業を活用して 地元食材を活用したレシピの開発、 大学祭や学生食堂などの場を活用 したPR活動を行うなど、地産地消 の促進に向けた取り組みが行われて いる。	—	—
40	農林水産局	販売・連携推進課	6次産業化総合支援事業 (平成26年度)	ワーク35④ 6次産業化の市場規模	毎年の農水省統計資料により確認し、 効果を検証している。	全国的に要望が多いため国の採択が 厳しい状況となっている。	—
41	農林水産局	就農支援課	新規就農者育成交付金事業 (経営開始型) (平成24年度)	ワーク35③ 担い手の確保・育成	新規就農者及び研修生への生活費 支援的な事業のため、事業効果の 具体的な検証は困難であるが、補 助金により新規就農者の確保は進 んでおり効果はあると考えている。	—	国の要綱改正により、見直しが されている。
42	農林水産局	農業経営発展課	経営所得安定対策推進事業 (平成23年度)	—	経営所得安定対策の普及・推 進や要件確認に必要な経費を 助成し円滑な事業実施を目的 としているため、交付金支払 実績で検証している。	制度が複雑化し、生産者への 誤払いが発生しているが、そ の解消に向けた県の助言・指 導に要する労力が年々大きく なってきている。	国庫補助事業であり、国の動 向を注視しながら必要に応じ て検討していく。
43	農林水産局	農業経営発展課	需要に応じた米の生産推進事 業 (平成18年度)	—	県産米穀の需要に応じた生産 の状況	県産米の需要に対し生産量が 不足している	—
44	農林水産局	農業経営発展課 西部・東部事務 所 尾道事業所	農産物生産供給体制強化事業 (産地パワーアップ事業) (平成27年度)	ワーク35① 県内農産物の生産拡大(農産物の 生産額)	毎年の農林水産統計資料により生 産量を確認し、効果を検証して いる。	県予算編成時期と国要望調査時期 が異なるため、国の採択基準を 満足できない場合、不用額として 処理している。	—
45	農林水産局	農業経営発展課 西部農林	農産物生産供給体制強化事業 (担い手確保・経営強化支援 事業) (平成27年度)	ワーク35① 県内農産物の生産拡大(農産物の 生産額)	毎年の農林水産統計資料により生 産量を確認し、効果を検証して いる。	県予算編成時期と国要望調査時期 が異なるため、国の採択基準を 満足できない場合、不用額として 処理している。	—
46	農林水産局	農業経営発展課	農産物生産供給体制強化事業 (被災農業者向け経営体育成 支援事業) (平成27年度)	ワーク35① 県内農産物の生産拡大(農産物の 生産額)	3年間の目標達成状況報告を 提出させることとしている。	—	—
47	農林水産局	西部農林水産事業 所 広島農林事業所	農産物生産供給体制強化事業 (強い農業づくり交付金) (平成27年度)	ワーク35① 県内農産物の生産拡大(野菜生産 額)	事業主体の経営検討会を定期的 に開催し、生産出荷状況を把握 している。	—	—
48	農林水産局	農業技術課 (市町への交付 は各農林)	鳥獣被害防止総合対策支援事業 (平成24年度)	ワーク77① 被害額	国への事業実施報告、評価報告等 により確認している。	—	—
49	農林水産局	農業技術課	環境保全型農業直接支払交付金 事業(平成27年度)	ワーク65 安全・安心な農林水産物の提供体 制の確保	地球温暖化防止効果と生物多様性 保全効果について検証し広島県最 終評価報告書にとりまとめている。	—	—
50	農林水産局	畜産課	鳥インフルエンザ対策施設整備 事業 (平成21年度)繰り越し分を含む (強い農業づくり交付金)	ワーク65① 安全・安心な農林水産物の提供体 制の確保	労働時間、鶏卵生産額を確認し、 効果を検証する。	—	—

番号	局部	担当課名	対象事業名 (創設年度)	成果指標	事業効果をどのように検証しているか、又は事業効果の考え方	問題点	事業見直しの実績又は必要性
51	農林水産局	畜産課	畜産競争力強化対策事業 (平成28年度) (畜産・酪農収益力強化総合 対策基金等事業)	ワーク36① 広島和牛出荷頭数	飼養頭数、生乳生産量、生乳及び 牛販売額を確認し、効果を検証す る。	—	—
52	農林水産局	西部・東部・ 北部農林水産 事務所(林業 課)	林業・木材産業等競争力強化 対策事業 (平成21年度)	ワーク37② 計画的な事業地の確保と林業 事業体の育成	当事業により高性能林業機械を整 備することで、年間の木材生産量 の増加が見込まれるため、木材生 産量5千m3/年以上の事業体の増加 数で事業効果を検証している。	—	—
53	農林水産局	西部・東部・ 北部農林水産 事務所(林業 課)	次世代林業基盤づくり事業 (平成21年度)	ワーク37① 森林資源経営サイクルの構築	当事業により、搬出間伐及び路網 整備が進んでおり、森林の整備と 生産コストの削減が図られている と考えている。	—	—
54	農林水産局	東部・北部農 林水産事務所 (林業課)	森林整備地域活動支援事業 (平成14年度)	ワーク37② 計画的な事業地の確保と林業 事業体の育成	森林情報の収集、森林調査、 境界の確認、合意形成等の諸 活動を実施することにより、 林業事業体への森林集約化等 による効率的な木材生産の仕 組みの構築されてきている。	所有者や境界の特定、施業同 意の取得が難しい森林が残さ れてきており、事業地の確保 と集約化がスムーズに進みに くくなっている。	—
55	農林水産局	森林保全課	ひろしまの森づくり事業 (平成19年度)	ワーク78④ 森林の公益的機能の維持	手入れ不足の人工林の間伐面 積に対して数値目標を定めて いることから、実績面積で検 証している。	不在村地主や境界不明確、豪 雨災害によるアクセス道の寸 断などにより対象箇所を選定 に時間を要している。	H30.7月豪雨災害による被災森 林に対して、被害木の処理及 び大型土のう設置実施ができ るようメニューに追加した。
56	農林水産局	農業基盤課 東部・西部農林 水産事務所	基盤整備促進事業 (農山漁村地域整備交付金) (平成22年度)	—	—	—	—
57	農林水産局	西部・東部・北部農林水 産事務所 (農業基盤課)	中山間地域等直接支払交付金事 業 (平成12年度)	ワーク77① 持続的な農業生産活動の推進	維持管理されている農用地面積目 標(43,600ha以上)(H32年度ま で)のうち中山間地域等直接支払 制度の組面積21,377ha(H31年 度)を確認し、効果を検証してい る。	—	—
58	農林水産局	西部・東部・北部農林水 産事務所 (農業基盤課)	多面的機能支払交付金事業 (平成26年度)	ワーク77① 持続的な農業生産活動の推進	維持管理されている農用地面積目 標(43,600ha以上)(H32年度ま で)のうち多面的機能支払制度の 取組面積19,195ha(H31年度)を 確認し、効果を検証している。	—	—
59	土木建築局	建築課	広島県建築物耐震化促進事業 (耐震改修) (平成26年度)	ワーク62③ 要緊急安全確認大規模建築物(補 助対象)の前震改修棟数	要緊急安全確認大規模建築物が耐 震改修等を実施した棟数で検証し ている。	改修等の実施にあたり、所有者に 費用負担が生じることについて、 理解を得るのに苦慮している。	—
60	土木建築局	建築課	広島県広域緊急輸送道路沿道建 築物耐震改修事業 (平成28年度)	ワーク62③ 広域緊急輸送道路沿道建築物の耐 震改修棟数	広域緊急輸送道路沿道建築物が耐 震改修等を実施した棟数で検証し ている。	改修等の実施にあたり、所有者に 費用負担が生じることについて、 理解を得るのに苦慮している。	—
61	土木建築局	住宅課	広島県高齢者向け優良賃貸住宅 供給促進事業 (平成13年度)	ワーク55④ ※成果指標の記載なし	平成23年度の高齢者住まい法の改 正により、制度が廃止され新規に 申請される見込みがないため、検 証困難であるが、補助金により高 齢者の安全で安定した居住の確保 が維持できており効果はあると考 えている。	—	—
62	教育委員会	文化財課	指定文化財管理事業 (昭和52年度)	—	—	—	—
63	教育委員会	学校経営支援課	小中学校教育環境充実支援事業 補助金(遠距離通学費補助事 業) (平成19年度)	—	学校規模適正化に取り組む市町へ の支援を行うことにより、児童生 徒の教育環境の充実を図ってい る。	補助期間(5年間)の延長等の要 望が市町から出ている。	・小中学校規模適正化支援事業 (H19～H23)…通学対策事業への 支援 ・小中学校教育環境充実支援事業 (H24～H28)…通学対策事業・教 育環境整備への支援 ・小中学校教育環境充実支援事業 (H29～)…通学対策事業への支 援
	計			有51 無12	有57 無6		

※網掛けは、第2次調査の対象
※番号○囲みは、第3次調査の対象

別紙 関係規則

○広島県補助金等交付規則

昭和四十八年十月三十日規則第九十一号

改正

昭和五四年 三月二〇日規則第一三号

昭和五九年 三月三〇日規則第一二号

広島県補助金等交付規則をここに公布する。

広島県補助金等交付規則

(目的)

第一条 この規則は、法令、条例又は他の規則に特別の定めがあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

一 補助金

二 利子補給金

三 負担金その他の相当の反対給付を受けない給付金であつて知事が定めるもの

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4 この規則において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

一 県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの

二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その

交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5 この規則において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

6 この規則において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

(補助金等の交付の申請)

第三条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類

三 工事の施行にあつては、その実施設計書

四 その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、知事は、同項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その添附を省略させることがある。

(補助金等の交付の決定)

第四条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付の決定をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(補助金等の交付の条件)

第五条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

一 補助事業等に要する経費の配分の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。

二 補助事業等の内容の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。

三 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項

四 補助事業等中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けべきこと。

五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けべきこと。

2 知事は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべき旨の条件を附することがある。

3 知事は、前二項に定めるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することがある。

4 補助事業者等は、間接補助金等を交付する場合において、前三項の規定により知事が補助金等の交付の決定に条件を附したときは、間接補助事業者等に対し、これを遵守するために必要な条件を附さなければならない。

(決定の通知)

第六条 知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第七条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、知事が定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第八条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更によ

り特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することがある。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 知事が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

一 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

二 補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者等又は間接補助事業者等の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

3 知事は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となつた次に掲げる経費について補助金等を交付することがある。

一 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

二 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費

4 第六条の規定は、第一項の場合について準用する。

（補助事業等の遂行等）

第九条 補助事業者等は、法令その他の規程（以下「法令等」という。）の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令等に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 補助事業者等は、間接補助事業者等に対し、間接補助金等の交付又は融通の目的に

従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等が行われるよう必要な措置を講じなければならない。

(状況報告)

第十条 補助事業者等は、知事の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならない。ただし、知事が報告することを要しないと認めた場合にあつては、この限りでない。

(補助事業等の遂行等の命令)

第十一条 知事は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずるものとする。

(実績報告)

第十二条 補助事業者等は、知事の定めるところにより、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に知事の定める書類を添えて知事に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第十三条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第十四条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及び

これに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることがある。

- 2 第十二条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

(補助金等の交付)

第十五条 知事は、第十三条の規定により補助金等の額を確定したときは、速やかに補助事業者等に対し補助金等を交付するものとする。

(交付の特例)

第十六条 知事は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することがある。

- 2 補助事業者等は、前項の規定により補助金等の概算払又は前金払を受けようとするときは、知事の定めるところにより、補助金等概算払（前金払）交付請求書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が提出することを要しないと認めた場合にあつては、この限りでない。

(決定の取消し)

第十七条 知事は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- 2 知事は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用（利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。）をし、その他間接補助事業等に関して法令等に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- 3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後に

においても適用があるものとする。

- 4 第六条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第十八条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 3 知事は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消しが前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者等の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことがある。

(加算金及び延滞金)

第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定に基づく取消しにより、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日（補助金等が二回以上に分けて交付されている場合においては、最後の受領の日とし、その日に受領した額が返還すべき額に達しないときは、これに達するまで順次さかのぼりそれぞれ受領した日）から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、すでに納付した額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、すでに納付した額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 3 知事は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補

助事業者等の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(他の補助金等の一時停止等)

第二十条 知事は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することがある。

(帳簿等の備付け)

第二十一条 補助事業者等は、当該補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、これを知事が定める期間保存しておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が第五条第二項の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

一 不動産及びその従物

二 機械及び重要な器具で、知事が定めるもの

三 その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(立入検査等)

第二十三条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(補助金等の交付手続の特例)

第二十四条 知事は、別に定めるところにより、この規則の規定による手続の一部を併合し、又は省略して補助金等を交付することがある。

(雑則)

第二十五条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和四十八年十二月一日から施行する。

(適用区分)

2 この規則は、この規則の施行の日以後に交付の決定がなされる補助金等について適用し、同日前に交付の決定のあつた補助金等については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に提出されている補助金等の交付申請書は、第三条の規定により提出されたものとみなす。

附 則 (昭和五四年三月二〇日規則第一三号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の広島県補助金等交付規則の規定は、昭和五十四年度以後の補助金等に係るものについて適用し、昭和五十三年度以前の補助金等に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (昭和五九年三月三〇日規則第一二号)

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。